平成 25 年度における契約状況のフォローアップ

平成 26 年 8 月

独立行政法人国際農林水産業研究センター

1. 平成 20 年度と平成 25 年度に締結した契約の状況

(単位:件、百万円)

	平成 20 年度		平成 25 年度		比較増△減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(60.9%)	(51.7%)	(55. 2%)	(66.4%)	(△44.8%)	(△41.8%)	(60.9%)	(51.7%)
	67	359	37	209	△30	△150	67	359
企画競争・公募	(10.0%)	(4.9%)	(13.5%)	(11.4%)	(△18. 2%)	(5.9%)	(11.8%)	(6.5%)
	11	34	9	36	△2	2	13	45
競争性のある	(70.9%)	(56.6%)	(68. 7%)	(77.8%)	(△41.0%)	(△37. 7%)	(72. 7%)	(58. 2%)
契約(小計)	78	393	46	245	△32	△148	80	404
競争性のない	(29. 1%)	(43.4%)	(31.3%)	(22. 2%)	(△34.4%)	(△76.7%)	(27. 3%)	(41.9%)
随意契約	32	301	21	70	△11	△231	30	291
合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(△39.1%)	(△54.6%)	(100%)	(100%)
	110	694	67	315	△43	△379	110	694

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 比較増△減の()書きは、平成25年度の対20年度伸率である。
- (注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画である。
- (注4) 「競争入札等」には、不落・不調の随意契約を含む。

(注5) なお、平成22年5月の「随意契約等見直し計画」において、政府全体の研究開発法人の在り方に関する検討を踏まえて 見直しすることとした公募型委託研究の取扱いについては、平成22年度新規採択より国は、中核研究機関(独法)と共 同研究機関で構成される「研究グループ」との直接契約を行うこととし研究再委託を行わないこととした。

上記の表の競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として中核研究機関が応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後は、当該研究グループに所属する機関に対し中核研究機関が再委託したものを含んでおり、これらは実質的に競争性・透明性が確保されているものである。

平成20年度11件198百万円平成25年度0件0百万円

- 2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由
 - ① 随意契約等見直計画では海外への研究委託契約等が 10 件(31,200 千円)となっているが、平成 25 年度の実績としては 平成 24 年度の 16 件(35,875 千円)より 3 件減少したものの、13 件(22,848 千円)となったため見直し計画に掲げた競 争性の無い随意契約の割合に到達していない。
 - ② 上記における海外への研究委託契約等が増加した要因は、アジア・アフリカ諸国との一層の研究協力を進めたためである。具体的には、ガーナ国(ガーナ土壌研究所)、ブルキナ・ファソ国(ブルキナ・ファソ国立環境農業研究所)等と委託契約を行ったため。

3. 一者応札・応募の改善状況

(単位:件、百万円)

		平成 20 年度	平成 25 年度	比較増△減
2者以上	件数	48 (64. 0%)	24 (54.5%)	△24 (△50.0%)
	金額	263 (69. 8%)	170 (73.6%)	△93 (△35.4%)
1者以下	件数	27 (36. 0%)	20 (45.5%)	Δ7 (Δ25.9%)
	金額	114 (30. 2%)	61 (26.4%)	△53 (△46.5%)
合 計	件数	75 (100%)	44 (100%)	△31 (△41.3%)
	金額	377 (100%)	231 (100%)	△146 (△38.7%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争契約 (一般競争、指名競争、企画競争、公募) を行った係数である。
- (注3) 比較増△減の() 書きは、平成25年度の対20年度伸率である。
- 4. 一者応札、一者応募に係る改善方策 (URL http://www.jircas.affrc.go.jp/cyoutatsu/pdf/1sha_osatsu24.pdf)

5. 法人と一定の関係を有する法人(関係法人等)との契約状況

平成25年度において公示・公募等を行った案件のうち、当法人の関係法人等が契約の相手方となった案件はなかった。

- (注1)「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長)により、平成23年7月1日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。 (注2)関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。
- (1) 関係法人:次の①及び②のいずれにも該当する法人
 - ①当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。
 - ②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。
- (2) 特定関連会社:「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第107に規定する会社(当法人が議決権の過半数を所有等)
- (3) 関連会社:「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第118に規定する会社(当法人が議決権の100分の20以上を所有等)
- (4) 関連公益法人等:「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 129 に規定する公益法人等(理事のうち当法人 OB が占める割合が 3 分の 1 以上等)